第3次 合志市子ども読書活動推進計画



~子どもたちの夢と生きる力を育む読書活動の推進~

平成30年3月合志市教育委員会

現在の子どもたちを取り巻く環境は、インターネットやスマートフォンなどのICT (情報通信技術) の進化と普及による急激な時代の変化のなかにあります。それは子どもの健全な成長を願うとき、決して良いとばかりは言えません。子どもが 21 世紀の国際社会でたくましく行きぬくためには「言語活動」「コミュニケーション能力」「読解力」「知識・技能の活用能力」などの「生きる力」を育むことが重要であり、それらが読書により育まれることは数多くの有識者が認めているところです。「子どもの読書離れ」という言葉をよく耳にする現代において、子どもの自発的な読書環境づくりには、周囲の大人の力が不可欠となっております。

平成13年12月に「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的に読書活動ができるような、環境が整備されなければならない」を基本理念とした「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、その精神を受け、合志市では、平成20年に「合志市子ども読書活動推進計画」(平成20年度~24年度)、平成25年に「第2次子ども読書活動推進計画」(平成25年度~平成29年度)を策定し、子どもの読書活動を推進するため、家庭、地域、学校、行政が連携協力しながら様々な取り組みを行ってきました。

〇歳児を対象にしたブックスタートに始まり、保育所での読み聞かせ、小・中学校での朝読書の実施、公共図書館、学校図書館、学級文庫などでの良質な本の整備など、子どもの成長に合わせた取り組みにより、本市の子どもたちを取り巻く読書環境は比較的充実しているように思われます。中でも平成23年度は南ヶ丘小学校が、平成29年度は西合志東小学校が、学校図書室を中心とした活動が評価され、文部科学省の「子どもの読書活動優秀実践校」に選ばれたことは誇らしいことです。今後は、これらの活動をさらに広め推進していくことが大切です。

そこで、これまでの成果と課題を検証するとともに、「合志市総合計画」「合志市教育 大綱」の基本方針「未来を担う子どもたちの夢を育み、夢の実現を目指す教育」を踏ま え、今後5年間にわたる施策の基本方針と具体的な方策を明らかにする「第3次合志市 子ども読書活動推進計画」を策定しました。計画目標に「1ヵ月に1冊以上本を読む児 童・生徒の割合」を小学生97%、中学生88%、高校生82%に掲げ、取組内容をより充 実し推進してまいりますので、関係機関・団体の皆様の一層のご支援、ご協力をお願い いたします。

最後に、この計画の策定にご尽力いただきました合志市子ども読書活動推進計画策定 委員の皆様や、調査にご協力いただきました関係機関、保護者、児童・生徒の皆様に心 より感謝申し上げます。

平成30年3月

「もくじ」

はし	``&.)(C	1
第	1 章	第三次計画策定にあたって	
-	1 .	策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
2	2.	子どもたちにとっての読書活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
(3.	読書アンケートから分かる合志市の子どもの読書活動の実態・・・・・・・・	5
第2	2 章	計画の基本的な考え方	
-	1 .	基本方針	6
2	2.	計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
(3.	計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
2	4.	計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
第3	3 章	第二次推進計画の検証	
-	1 .	家庭における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
2	2.	地域における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
(3.	市立図書館における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
4	4.	市立小・中学校および特別支援学校における子どもの読書活動の推進・・・・	10
Ę	5.	幼稚園・保育園(所)における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・・	10
第4	4 章	ま 第三次子どもの読書活動推進のための方策	
-	1 .	家庭における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	11
;	2	地域における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12

3.	市立図書館における子どもの読書活動の推進・・・・・・・・・・・		12
4.	市立小・中学校および特別支援学校における子どもの読書活動の推進・・		15
5.	幼稚園・保育所(※)における子どもの読書活動の推進・・・・・・・		16
(資料	¥1) 子どもの読書活動実態アンケート調査集計結果・・・・・・・・・・	•	• 17
(資料	42) 子どもの読書活動の推進に関する法律・・・・・・・・・・・・・		- 27

(※) この推進計画における「幼稚園・保育所」とは、認可保育園、認可外保育園、認定子ども園、保育室など保育を必とする児童を預かる施設すべてを含みます。



―― 第1章 第三次計画策定にあたって

1. 策定の背景

インターネットやスマートフォン等の I C T (情報通信技術) の急速な進化と普及により、子 どもたちを取り巻く読書環境は大きく変容しています。機器に触れるだけで、誰でも簡単に様々 な情報が入手でき、いつでもどこでもゲームや動画を楽しむことができ、さらにSNS (*) で 誰とでも交流できるという便利さから、そのユーザーは 10 代の子どもだけではなく、幼児にまで広がっています。

第63回学校読書調査(平成29年6月実施 全国学校図書館協議会、毎日新聞社)の結果では、不読者(1ヵ月に本を全く読まない人)の割合は、小学4~6年生で5.6%、中学生で15%、高校生になると50.4%と年齢が上がるとともに高くなっています。また、新聞で報じられた「読書」に関する全国面接世論調査(平成29年6月実施 日本世論調査会)の調査結果でも、3人に1人が不読者であり、その原因に「スマートフォンやゲームに費やす時間が増えた」とする回答が73%を占めています。同調査の「読書を大切だと考える」と回答した割合が91%という結果から分かるように、読書を必要と感じながらも、スマートフォンやゲームに時間が奪われている現代人の実態が明らかになり、今や読書離れは子どもだけではなく日本社会全体で進む深刻な問題となっています。

(*) SNS…人と人とのつながりを促進、サポートするインターネットを利用したサービスのこと。LINE、Facebook、Twitte インスタグラムなど。

2. 子どもたちにとっての読書活動

読書は、情報や知識を習得し言葉を学ぶだけではなく、心の成長に大きな影響を与えてくれます。感動的な本と出会う体験を重ねる度に感性が磨かれ、創造力や表現力が豊かになり、コミュニケーション能力も高まります。物語の世界を通して自分と向き合うことを繰り返しながら、自分自身の人格形成の基礎となる力を養っていきます。子どもが人生をより深く生きていく上で大きな役割を果たすものです。

また、今日の高度情報化時代では、自分が情報を選択し読み解く力も必要とされます。子どもたちが日常の読書で培う読解力は、今後ますます不可欠なものとなっていくことでしょう。 子どもたちにとって読書活動とは、生涯にわたり人生を豊かにし、「生きる力」を育むために極めて重要なものです。子どもが自ら本を選び、読書を楽しむ習慣を身につけることができるよう、家庭・地域・図書館・学校・幼稚園・保育所が協力し、読書活動を推進していくことが必要です。

3. 読書アンケートから分かる合志市の子どもの読書活動の実態

本市では、平成29年9月に子どもを持つ保護者及び小学4年生~中学3年生、支援学校に在籍する児童・生徒を対象に「子どもの読書活動に関するアンケート調査」(以下『調査』)を実施しました。(集計結果の詳細は17ページ)

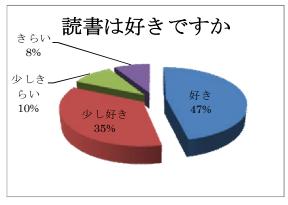
なお、この調査は5年毎に実施しています。(前回調査平成24年、前々回調査平成19年実施) 全体の9割の子どもが読書の大切さを認識し、8割の子どもが「読書が好き」「少し好き」と 回答しており、多くの子どもが読書を楽しんでいるという実態は過去の調査結果と比較して差 はありません。

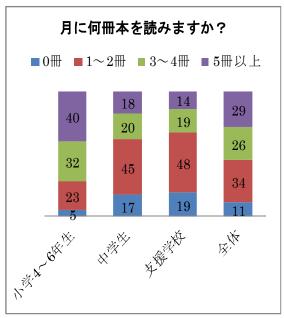
しかし放課後や休みの日の過ごし方が、「テレビやビデオ・DVD・テレビゲーム・携帯ゲームをする」「部活動やクラブ・塾や習い事に行く・自分で勉強する」と回答する割合が高く「読書」と答えた子どもは「放課後」では8%、「休みの日」では6%でした。

朝読書(*)などの取り組みにより、学校生活の中では読書は身近であるものの、家庭での時間は、テレビやゲームなどのメディアや情報端末、習い事など読書以外のことに費やしていることが分かります。

読書量も小学生においては、月に「5冊以上」読むという割合が40%と前回調査より2ポイント増え多読傾向にありますが、中学生になると18%まで減少し、不読者の割合も小学生で5%だったものが、中学生では17%と、年齢が上がるとともに増加しています。この現象は学校読書調査の結果と一致しています。

さて、子どもの読書活動の推進では、読書嫌いの子どもと不読者の数を減らすことが課題となりますが、今回の調査で読書が「きらい」「少しきらい」、月の読書冊数が「0冊」と回答した子ども158人の幼児期の読書体験(読み聞かせ・図書館利用の経験)の割合を集計したところ、約半数の子どもが、幼児期に家の人に本を読んでもらったり、図書館に連れて行ってもらったという経験を持つ





興味深い結果となりました。必ずしも幼児期の読書体験不足が、読書嫌い・読書離れなどにつながるものではないことが分かります。

ただし、幼児期に読書体験が多い子どもが、就学後も読書が好きで読書量も多い傾向にあることには違いありません。(参考『幼児期の絵本の読み聞かせが就学後の読書に及ぼす影響』(吉田佐治子・藪中征代、摂南大学教育学研究 vol. 11))

読書を嫌いな理由の7割が「読むのがきつい」「読みたい本がない」「おもしろくない」と回答していることからも分かるように、子どもが自発的な読書習慣を身につけていくためには、乳幼児期の読書体験が大切であることはもちろんですが、それ以上に、いつでも興味を引くような魅力的な本が身近にあり、そしてそれに出会わせてくれる大人の支援がある環境づくりが重要です。

(*) 朝読書・・・小・中・高等学校において、読書を習慣づける目的で始業開始前に行う一斉読書のこと。 原則は「みんなでやる」「毎日やる」「好きな本でよい」「ただ読むだけ」であり、感想文を求めない自由さ が子どもの読書意欲を高めている。

--- 第2章 計画の基本的な考え方 ----

1 基本方針

合志市の目標

~子どもたちの夢と生きる力を育む読書活動の推進~

(1) 家庭、地域、図書館、学校、幼稚園、保育園において 子どもが読書に親しむ機会の提供

子どもが読書に取り組む意欲を高め、進んで読書を行う態度を養うなど、生涯にわたる読書習慣を身に付けることができるよう、家庭、地域、図書館、学校、幼稚園、保育所を通じて子どもが読書に親しむ機会の提供に努めます。

(2) 子どもの読書活動を推進するための施設の整備・充実

子どもが身近に本に接することができる図書館や学校図書館等の施設、設備その他の諸条件の整備・充実に努めます。

- (3) 図書館、学校、民間団体等とのパートナーシップによる取り組みの推進 図書館、学校、読書ボランティアとのパートナーシップのもと、読み聞かせやブックトークなど相互に連携・協力した取り組みを推進します。
- (4) ユニバーサルデザインの視点を踏まえた子どもの読書活動の推進

ユニバーサルデザインの視点を踏まえ、障がいのある子どもや読書支援を受けることが困難な子ども、乳幼児、日本語以外の言語を母国語とする子どもなど、すべての子どもにきめ細やかに配慮した読書環境づくりに努めます。

(5) 子どもの読書活動への関心と理解の普及、啓発

保護者、教職員及び保育士など、子どもに身近な大人をはじめ、市民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるために、あらゆる機会を利用し読書活動の意義や重要性についての普及、啓発に努めます。

(*) ユニバーサルデザイン (UD) …年齢・性別・国籍 (言語) 障がいの有無に関係なくあらゆる人が利用・生活しやすい社会のデザイン。施設や製品、情報、サービスやコミュニケーションなど広い概念として使われている。

2 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(平成13年12月12日法律第154号)第9条第2項の規定に基づいて、合志市における今後5年間の子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性と取り組みを示すものです。
- (2) 本計画は、国が策定した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(第3次)」 (平成25年5月) および「熊本県子どもの読書活動推進計画(第3次)~肥後っ子い きいき読書プラン~」(平成26年2月) を基本とするとともに、合志市における子ども の読書活動の状況を踏まえて策定します。
- (3) 本計画は、「合志市総合計画 第2次基本構想 第1期基本計画(平成28 ~ 35 年度)」の将来都市像である「元気・活力・創造のまち」、及び「合志市教育大綱(平成28 年 8 月)」の基本方針である「未来を担う子どもたちの夢を育み、夢の実現を目指す教育」との整合性を図り、合志市における子どもの読書活動を総合的に推進するための方向性と施策を示すものです。
- (4) 本計画による、各種取り組みを実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

3 計画の対象

本計画の対象とする子どもの年齢は、0歳から18歳とします。

4 計画の期間

平成30年から概ね5年間とします。なお、社会情勢や合志市内の読書環境に配慮しながら推進していきます。

―第3章 第2次推進計画の検証―

平成25年からの5年間の取り組みの成果と課題を検証することにより、合志市における今後の読書活動の推進の方向性を明らかにします。

1 家庭における子どもの読書活動の推進

市立図書館で生後7ヵ月児健診時に実施しているブックスタート(*)事業は、平成14年度(旧西合志町)、平成15年度(旧合志町)から開始して以来約15年、家庭における読書活動のきっかけ作りとして広く認知されるようになりました。実施時には兄姉の読み聞かせのフォローアップも行い、家庭における継続的な読み聞かせを促すようにしています。そのほか、保護者や地域を対象とした子ども読書活動推進講座を年3回実施し、子どもの読書活動を考える機会を提供しました。また市内小中学校、幼稚園・保育所においても、毎月15日のノーテレビ・ノーメディアデー(*)を実施し「家読(うちどく)(*)」や「読み聞かせ」など親子で読書に親しむ活動を推進しました。

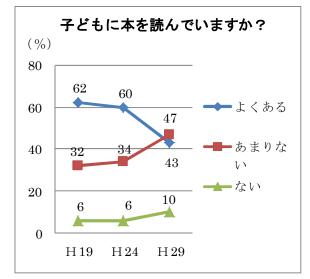
調査ではその成果が現れ、読書に親しむこと が子どもにとって大切と思う保護者の割合は 96%と広く認識されています。

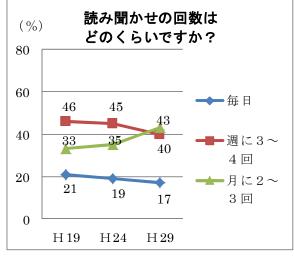
しかし実態としては、家庭での読み聞かせの 割合は減少し、今回の調査では、「子どもに本を 読んであげていない」という保護者の数が「よ く読んであげている」という数を超える結果と なっています。またその回数も、「毎日読んであ げている」家庭が減少し、「月に2.3回」という 家庭が増えています。

保護者自身の読書活動も著しく低下し、不読者は53%、図書館を利用しない割合は44%に上ります。理由はいずれも「時間がない」が多く、「読書は好き」という保護者の割合が63%と多いにもかかわらず、読書の時間が確保できないという実態が明らかになりました。

保護者が子どもと一緒に本を読んだり、自身が読書を楽しんでいる姿を見せるなど、家庭での読書習慣があたりまえになるように啓発をしていく必要があります。

- (*) ブックスタート…絵本を通じた保護者と赤ちゃんの触れ合いを進めるために、健診などの機会に、すべての赤ちゃんとその保護者にメッセージを伝えながら絵本を手渡す運動のこと。
- (*) ノーテレビ・ノーメディアデー…合志市では幼保小中 連携して毎月15日を、テレビやゲーム、情報通信機器を使用しない日と定め、家庭読書や家族のコミュニケーションをとることを推奨している。
- (*) 家読(うちどく)…家族ふれあい読書の略語。家族みんなで読書をすることで、コミュニケーションを深めることを目的とした読書運動。





2 地域における子どもの読書活動の推進

市立図書館では、学童保育、児童館など子どもと関わる各機関(団体)の、読み聞かせ活動や、子どもの読書環境づくりの支援として定期的な配本や団体貸出しを行いました。また年々活発化する読書活動ボランティアの地域での活動を支援するため、読み聞かせ用の小道具の充実や資料の整備を行い提供しました。今後さらに、地域の読書活動が活発化するよう子どもと関わる各機関と図書館との連携を深めていく必要があります。

3 市立図書館における子どもの読書活動の推進

市立図書館での子どもの読書活動の推進事業として、主に次のような取り組みを行ないま した。

- 1. 良質な児童書の収集を行い、赤ちゃん絵本コーナー、ヤングアダルト(YA)(*) コーナー、外国語で書かれた絵本コーナーなど分かりやすいコーナーづくりに努めました。 今後は、録音図書や点字図書、LLブック(*)の充実に努めるなど、ユニバーサルデザインの視点を踏まえた読書環境づくりに努める必要があります。
- 2. 子どもと本を結ぶため「子ども新聞(年2回)」「YA新聞(年2回)」「新1年生へのおすすめの本リスト」を作成しました。
- 3. 子どもが読んだ本を記録し、完読する達成感を実感できるよう読書手帳の配布をしました。
- 4. 図書館をもっと身近に利用してもらうため各種事業(おはなし会、図書館まつり、赤ちゃんのためのおはなし会、スペシャルおはなし会、フルートで贈るおはなし会、かみしばいがやってくる、子どもフェスティバルでのおはなし会、マインドシアター)などを開催、また、童話発表大会や「わたしの薦める本」「本の帯」を募集し、子どもの読書意欲の促進に努めました。
- 5. 「子ども読書の日」を中心とした事業(子ども読書まつり、図書館読書探検隊 (*))を 開催し啓発に努めました。平成16年度に「子ども読書まつり」が、平成21年度に「読 書探検隊」が文部科学大臣賞を受賞しています。「読書探検隊」は毎回定数をはるかに超 える申し込みがある人気の事業ですが、震災を経験した今、書架間で就寝することの危 険性を考慮するなど、事業のあり方について再検討の必要があります。(平成29年度は 秋に宿泊無しで実施)

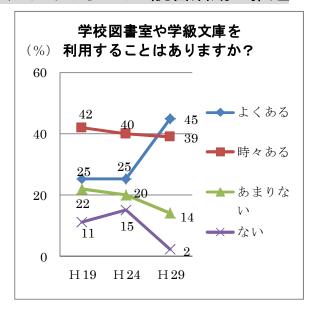
その他、学校図書館の支援や連携、障がいがあることで来館が困難な子どもへ郵送貸出しサービスや、支援学校への移動図書館(*)巡回などを行いました。子どもの読書量が増し、不読者率の減少をめざし、さらなる効果的な取組みが必要です。

- (*) ヤングアダルト (YA)…児童と成人の中間に位置づけられる年齢層。主に 12~18歳の中学生と高校生にあたる年齢を指す。
- (*) L L ブック…スウェーデンが発祥で、「やさしく読める」という意。文章に絵文字を添えるなど、日本語を読み、 理解することが難しい人のために分かりやすく作られた本。

- (*) 図書館読書探検隊…平成15年度から始めた子ども読書の日関連事業。好きな書架のそばに布団を敷き、就寝まで思いのままに読書を楽しむという図書館宿泊体験事業。
- (*) 移動図書館…図書館から離れている地域や施設等に、本などを積んだ自動車を定期的に巡回させ、貸出しなど図書館サービスを提供すること。

4 市立小・中学校および特別支援学校における子どもの読書活動の推進

小・中学校、特別支援学校では、ボランティアや保護者による読み聞かせが定期的に行われました。朝読書も全中学校では毎日、小学校では毎日が1校、週に1回が5校、学期に数回が1校で実施され、司書教諭(*)と学校司書(*)(非常勤)が連携しながら学級文庫の設置、おすすめ本の紹介、スタンプラリー、図書委員のおはなし会など活発な図書委員活動を行いました。平成29年度に西合志東小学校は学校図書館での取り組みを評価され文部科学省の「子どもの読書活動優秀実践校」に選ばれています。このような取り組みの結果、『調査』で



は、学校図書館や学級文庫をよく利用する子どもの割合は、前回調査より20ポイントも高くなっています。

- (*) 司書教諭…学校図書館の専門的業務にあたる教諭のこと。学校図書館法第5条に定められており、12学級以上の学校に配置が義務付けられている。
- (*) 学校司書…学校に勤務する司書の資格を持つ専門職員。司書教諭を補佐し、学校図書館機能の充実と活性化のために市町村が独自に配置している。

5 幼稚園・保育所における子どもの読書活動の推進

幼稚園・保育所では、日常的に保育士や幼稚園教諭、ボランティアによる読み聞かせが行われています。家庭での読み聞かせが根付くように、月刊絵本の購入や良い絵本の紹介を保護者に積極的に行っている園も多くありました。図書館の移動図書館車も平成29年度からは、希望するすべての園を巡回するようになり、園では多様な絵本を子どもたちが自ら選ぶことができるようになりました。園児の状態にあわせ個別な配慮が行われ、たとえば障がいのある子どもには、静かな環境で保育士と一対一で読み聞かせをし、不安を取り除く工夫もしています。

幼児期の「読書って楽しい」という体験は、就学後の読書意欲に大きな影響を与えます。 今後も、読み聞かせを中心とした読書活動を進めていく必要があります。

-第4章 第3次子どもの読書活動推進のための方策-

第2次推進計画の検証から、第3次推進計画では、子どもが読書に対して前向きな考え方を もち、自主的な読書活動が進むよう達成目標を以下の通り設定し、推進のための方策を示しま す。

達成目標

1ヵ月に1冊以上本を読む児童・生徒の割合 (%)

	基準値 (平成29年度調査)	全国平均	熊本県 (平成28 度調査)	目標値 (平成34年度調査)
小学校	95. 1	96. 0	96. 2	97. 0
中学校	83. 1	84. 6	87. 6	88. 0
高等学校	80.0 (※)	42. 9	76. 3	82. 0 (※)

^(※) 高等学校は、本市では支援学校を対象に調査を実施しています。

1 家庭における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭の役割

「家庭教育はすべての教育の出発点」といわれます。家庭での取り組みの核は、保護者にいかに読書活動の大切さを理解してもらい実践してもらうかにつきます。乳幼児期から本に触れ、家族で読書を楽しむ環境を作ることができるように、関係機関と協力して家庭への働きかけを行います。

(2) 家庭における具体的な取り組み

①家庭での子どもの読書活動時間の確保

子どもができるだけ豊富な本と出会うことができるように、積極的な図書館利用を推進 します。また、日常生活において家族みんなで読書に親しむ「家読(うちどく)」を行い、家 庭での読書習慣を根付かせる環境づくりを行うよう啓発します。

②ブックスタート事業への参加

赤ちゃんが本と出会うきっかけ作りであるブックスタートを実施し、家庭における継続的な読み聞かせの啓発を行います。

③各講座への参加

読み聞かせなど子どもの読書活動の意義を理解し推進するために、図書館や関係機関が実施する講座・研修会への参加を促します。

2 地域における子どもの読書活動の推進

(1) 地域の役割

子どもの読書を推進するためには、学童保育、地域文庫(*)、児童館、こども支援センター、そして地域の拠点である地区公民館などを活用して、子どもにもっとも身近な施設にいつでも子どもの本があり、地域の大人が子どもの読書活動に理解を深め「おはなし会」など子どもと共に楽しむ機会を設けるなどの環境づくりを行うことが必要です。

また、読書活動ボランティア団体と地域が協力し、活躍の場を設けるなど一体となった 取り組みを支援します。

(*)地域文庫…地域住民が地域の集会所などを活用して、本を貸し出したり、読み聞かせをする私設の図書室のこと。合志市では、どんぐり文庫、泉ヶ丘公民館図書室などがある。

(2) 地域における具体的な取り組み

①地域での子どもの読書活動推進に関する取り組みへの支援

自治会や子ども会などが行う「おはなし会」や研修会に対して、図書館の資料貸出や出前講座を実施します。

②読書活動ボランティア団体や地域文庫活動への支援

読書活動ボランティア団体や地域文庫活動に対して、活動の場の提供や地域住民への 周知に努めます。

③学童保育への支援

学童保育所に通う子どもが読書へ関心を持てるように、図書館資料の団体貸出しを行います。

④児童館における子ども支援事業の充実

絵本への関心を高め、読み聞かせや親子のふれあいなどを通じて子育て支援ができる よう事業の充実を図ります。

⑤社会教育関係団体における子どもの読書活動の推進

PTAや子ども会などに、子どもの読書活動への取り組みをさらに促していきます。

3 市立図書館における子どもの読書活動の推進

(1) 市立図書館の役割

市立図書館は、本に関する様々なネットワークの核となる施設であり、子どもの読書活動を推進する拠点として専門的な役割を担っています。子どもたちの読書活動が充実するように蔵書の整備を行い、読書意欲を促すような効果的な取り組みに努めます。

また、関係機関への活動支援をするとともに、図書館3館と移動図書館車、配本事業 によって広範囲に子どもの読書活動の推進を行います。

(2) 市立図書館における具体的な取り組み

①子ども図書コーナーの充実【拡充】

- ・子どものニーズに合った、心の栄養となり、知的好奇心を満足させるような良書を収 集します。
- 子どものニーズに合った本に出会うことができるよう努めます。
- 読書しやすく、居心地のいい児童コーナーの環境整備に努めます。

②図書館からの情報発信【拡充】

- ・ホームページの充実や、「子ども新聞」、「YA新聞」、新入学児への「1年生へのおすすめの本リスト」など、年代や目的別資料の情報提供を積極的に行います。
- ・「読み聞かせに適した本」などのリストを作成し、学校図書館や読書活動ボランティア への選書の支援を行います。

③司書(*)による丁寧な資料提供【新規】

子どもの調べ学習や、読書相談に対し、丁寧なレファレンスインタビュー(*)を行い、素早く目的にあった資料を提供できるよう、司書のスキルアップに努めるとともに、子どもが声かけしやすい環境を作ります。

④ユニバーサルデザインの視点を踏まえた資料の提供【拡充】

障がいのある子どもや、乳幼児、日本語以外の言語を母国語とする子どもなど、すべての子どもに配慮し、布絵本、外国語絵本、録音図書、点字絵本、LLブック等の収集提供を行います。

⑤学校図書館との連携や支援の充実【拡充】

- ・小中学校へ定期的に配本車を巡回させ、効率的に資料の提供が行えるようにします。
- ・司書教諭や学校司書と連携を蜜にし、学級文庫の整備、調べ学習への資料提供や読書 相談などの支援をします。

⑥図書館利用が困難な子どもヘサービスの提供【拡充】

- ・障がいがあり、来館が困難な子どもたちが豊かな読書活動ができるよう、郵送サービ スや情報の提供を行います。
- ・学校図書館がなく移動図書館車の巡回もない特別支援学校には、学校と連携し、子ど もが本に触れやすい環境づくりに努めます。

⑦「子ども読書の日」を中心とした啓発広報の推進

子ども読書の日関連事業として「子ども読書まつり」を実施します。また、市の広報「こうし」、「図書館だより」などを活用して、「子ども読書の日(*)」を中心とした「子ども読書週間」事業の啓発に努めます。

(8)移動図書館車の充実

- 移動図書館車で提供する児童書の充実を図ります。
- ・幼稚園、保育所には巡回時に、おはなし会を行い、併せて正しい本の借り方などの啓発を行います。

⑨おはなし会や図書館まつり等各種事業の充実

通常のおはなし会に加え、0.1.2歳児を対象としたおはなし会を定期的に開催します。図書館まつり、ビブリオトーク(*)、子どもボランティアによるスペシャルおはなし会、図書館読書探検隊などのイベントのほか、「わたしの薦める本」や「本の帯」などの作品募集、章話発表大会など子どもたちの読書意欲の促進につながる事業展開に努めます。

⑩読書ボランティア活動団体の支援

- 読書ボランティア団体による「おはなし会」を定期的に実施します。
- 読書ボランティア団体が活動できる場や情報の提供を行います。
- 読書ボランティア団体との連携強化を図るための交流会を開催します。
- ・読み聞かせ用の小道具の充実や作品の収集、提供のほか、定例会や勉強会のための会場を提供します。

(1)子どもの読書に関する情報、知識を習得するための職員研修の充実

司書は子どもと本を繋げるため、専門的知識を深める研修に積極的に参加し、先進地視察や、他館との情報交換に努めます。

- (*) 司書…図書館資料の分類整理、利用者のニーズに応じた情報提供サービス等の図書館業務を行う専門職員。図書館法第4条に定める。
- (*) レファレンスインタビュー…司書が利用者の求める情報や問題を解決するために資料を探す手伝いをすることをレファレンスといい、利用者が本当に求めているものを把握するための問答のことをレファレンスインタビューという。
- (*)子ども読書の日…「子どもの読書活動の推進に関する法律」に定められた日(4月23日)。国や地方公共団体は趣旨にふさわしい事業を実施するよう求められている。
- (*) ビブリオトーク…自分が人に薦めたい本を参加者が各自持ち寄ってプレゼンテーションを行い、投票で1番を決める書評会を「ビブリオバトル」というが、本市では、投票をせず紹介で終わる「ビブリオトーク」という名称を用いている。

4 市立小・中学校および特別支援学校における子どもの読書活動の推進

(1) 市立小・中学校および特別支援学校の役割

学校図書館は、教育課程の展開に寄与することを目的とし、「心を育む読書センター」・「知を鍛える学習情報センター」の二つの役割をもっています。

2 1世紀に生きていく子どもたちが、読書を通して未知の世界を知り、新たな知識を獲得 し「生きる力」を身につけていくために発達段階に沿って、より適切な方法を考え、各学校 では、組織的・計画的に読書指導を行います。

(2) 市立小・中学校および特別支援学校における具体的な取り組み

①子どもたちの読書好きを増やすための指導の充実

- ・学校における朝読書を実施し、読書に親しむ時間を設け読書習慣の定着を図ります。
- ・推薦図書や必読書の選定リストを活用し、子どもたちが本と出会う機会を広げます。
- ・昔話や童話など暗唱して伝えることを体得させ、童話発表の指導を行います。

②子どもたちへの読書指導の工夫・改善

- ・興味や関心のあるものなど個々に応じた読書活動指導に努めます。
- ・発達段階に応じて、読み聞かせ、ブックトーク(*)などを実施します。
- 子どもたちの想像力を育む読書感想文・読書感想画の指導に努めます。
- ・学級通信や図書だよりなどで読書の啓発を行い、子どもたちの読書活動を充実させま す。
- ・学校図書館の運営に、児童・生徒のアイデアが生かされるよう、図書委員会の活動を活性化します。

③読書活動を支援する資料の収集と提供【拡充】

- ·学校図書館図書標準を達成するために、必要な図書資料の購入を行うことで充実を図ります。
- ・子どもたちの読書活動の傾向等を把握し、良書の収集・提供に努めます。

④学校図書館の積極的な活用

授業において調べ学習等の時間を活用し、学校図書館の積極的な活用を促します。

(5)すべての児童生徒が安心して利用できるための環境の充実

子どもたちが、自分で資料を取りやすいように案内板や書架の工夫をし、児童生徒が豊かな読書活動ができるよう努めます。

⑥子どもの読書活動を支援する図書館ネットワークの充実

市立図書館や市内の各学校図書館、各種ボランティア団体等と連携・協力し、子どもたちへ資料の提供や読み聞かせを行います。

⑦家読の推進

学校と家庭が連携したノーテレビデー・ノーゲームデーに家庭での読書を推進します。

⑧職員の研修

読書指導に関する研修会等を行い、職員の指導力の向上を図ります。

⑨「ことば教育」との連携

「合志市ことば教育推進事業」と連携し、読書活動を通じて、美しい日本語や心の教育 を推進します。

(*) ブックトーク・・・特定のテーマに関連した何冊かの本を、聞き手の読書意欲を喚起すべくあらすじや特徴を説明しながら紹介すること。

5 幼稚園・保育所における子どもの読書活動の推進

(1) 幼稚園・保育所の役割

幼稚園・保育所は、子どもが一日の多くの時間を過ごす集団生活の場所です。言葉や文字を習得するこの時期に、絵本の読み聞かせなどの読書活動を積極的に保育活動に取り入れています。集団の中での読書活動は、仲間と絵本の世界を共有し、コミュニケーションを深め、豊かな心を育む、成長過程において欠かすことができないものです。

幼稚園・保育所は、保護者との関係も蜜であることから、保護者会などあらゆる機会を 通じて、読書活動の大切さや楽しみを伝え、家庭においても読書活動をすすめるよう促す 役割を担っています。

(2) 幼稚園・保育所における具体的な取り組み

①本の読み聞かせ等の継続

○歳から就学前の子どもの発達段階に応じて、教育や保育の中であらゆる機会を捉え、 読み聞かせの継続と充実を図ります。

②図書スペースの確保と充実

子どもたちが読書に親しめるように、図書コーナー等を設け、読書環境の充実を図ります。

③保護者への働きかけ

保護者に対して読み聞かせの大切さや楽しさを伝え、図書の貸出しを通して家庭での 読み聞かせや読書の習慣を推進します。

4)各施設・ボランティア団体との連携

市立図書館や各種ボランティア団体等と連携・協力し、読み聞かせの伸展を図ります。

⑤障がいのある子どもたちへの読書活動の支援【拡充】

障がいのある子どもたちが豊かな読書活動ができるように、布絵本や音の出る絵本を提供したり、個別に読みきかせの時間を確保するなど、読書への関心を高めていくよう工夫をします。

(資料1)

子どもの読書活動実態アンケート調査集計結果

■アンケート実施時期 平成29年9月

■アンケート対象者

1保護者

①3~5歳児の保護者 回答人数 111人 ②小学4~6年生の保護者 回答人数 354人

③中学生の保護者 回答人数 264人

④支援学校(高校生)の保護者 回答人数 57人 総数 786人

2子ども

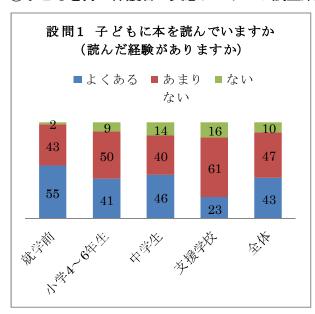
① 小学 4~6 年生回答人数 369 人②中学生回答人数 314 人

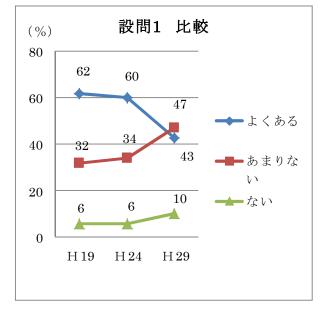
③支援学校(高校生)の保護者 回答人数 70人 総数 753人

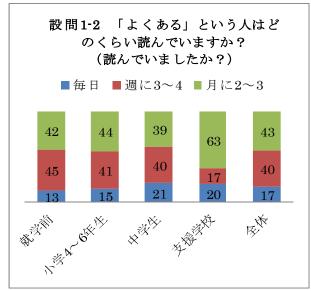
■調査方式 標本調査

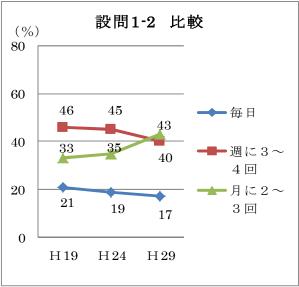
市内保育園 1 園・幼稚園 1 園の年少・年中・年長各1クラスずつ、市内小学校4~6 年生のうち2クラス、市内中学校各学年1クラスずつ、県立ひのくに高等支援学校全クラスの保護者と児童・生徒とした。

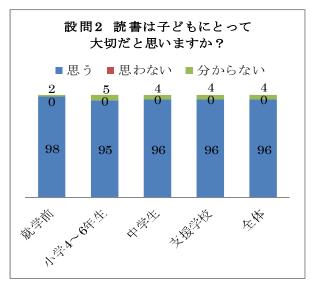
①子どもを持つ保護者の実態アンケート調査集計

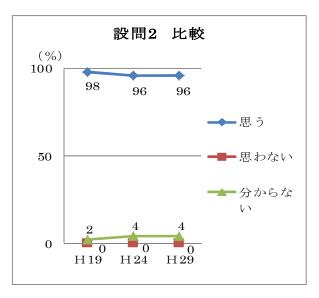


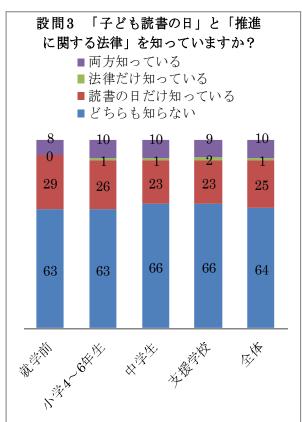


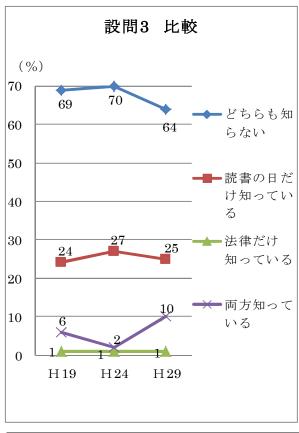


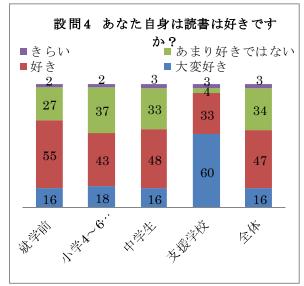


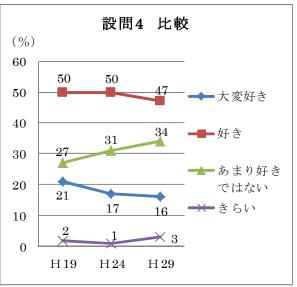


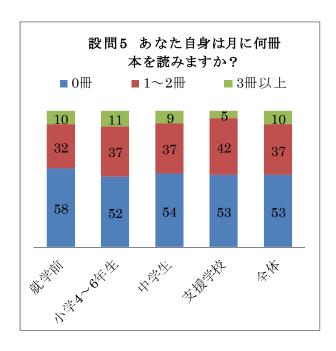


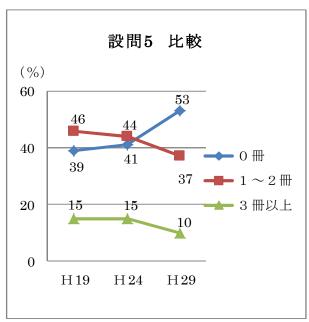


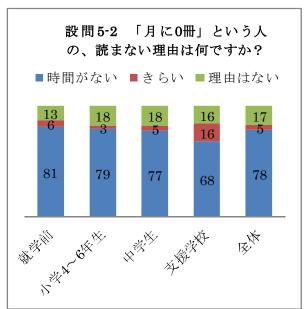


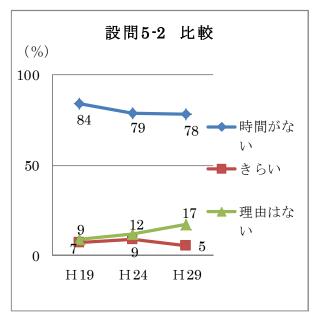


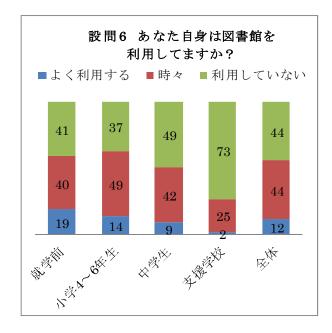


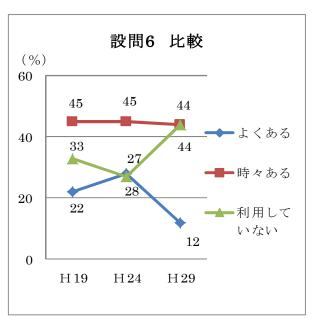




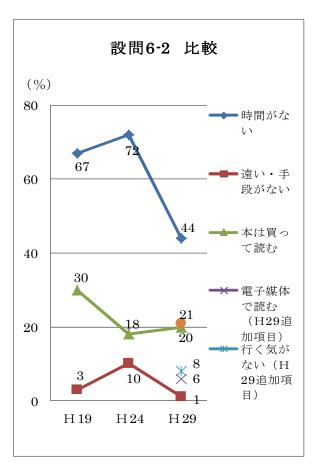




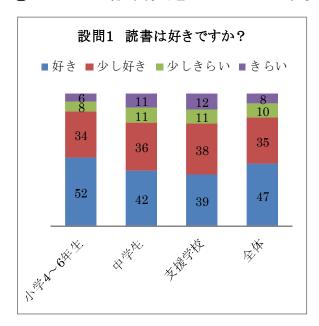


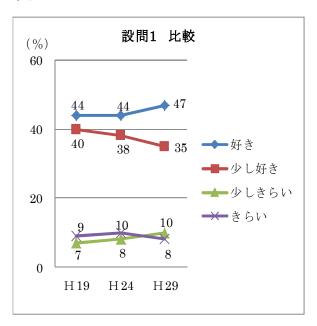


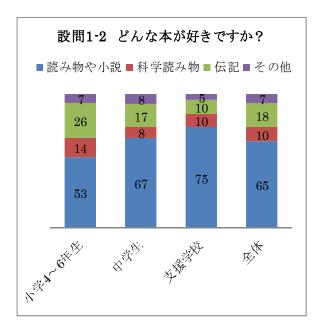


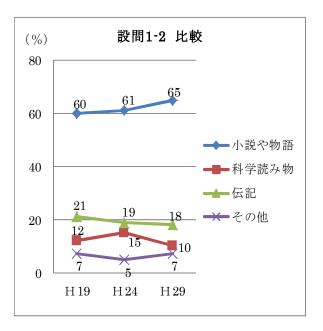


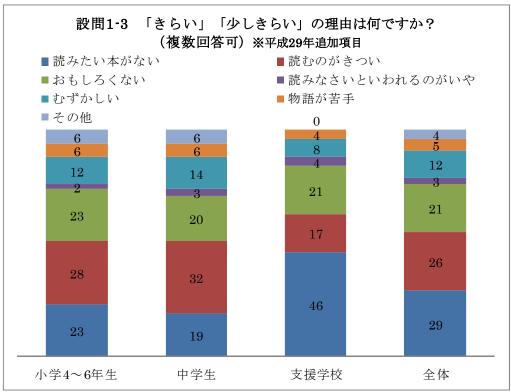
②子どもの読書実態アンケート調査集計

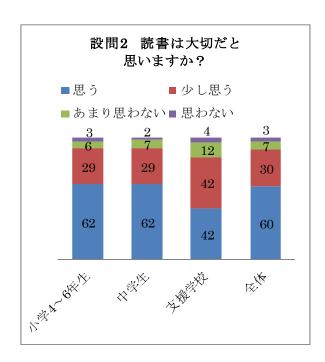


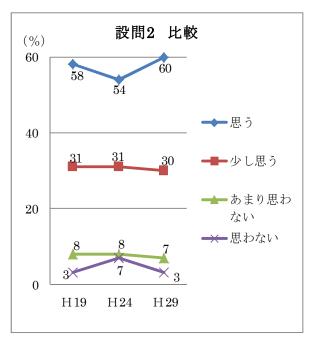


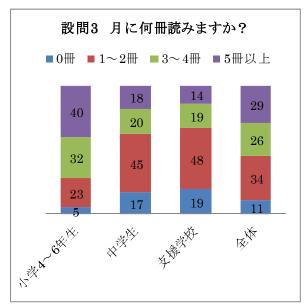


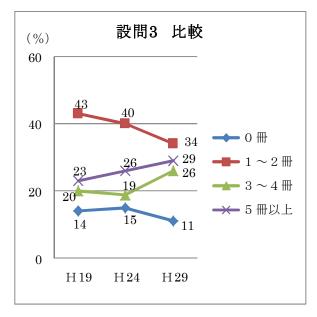


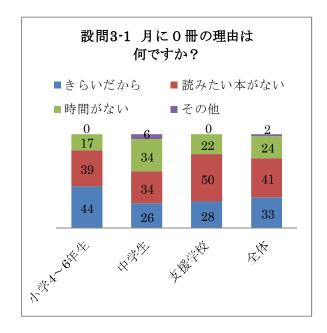


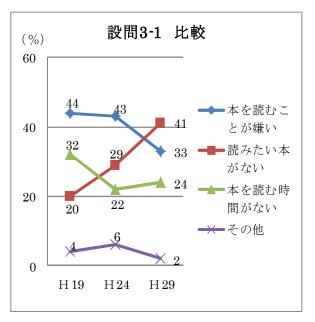


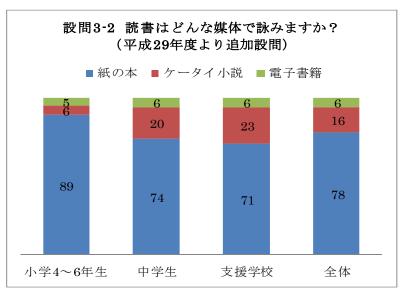


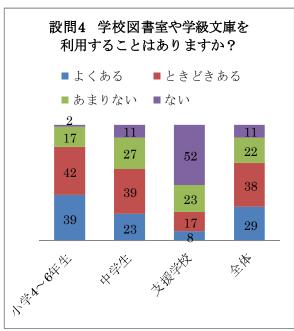


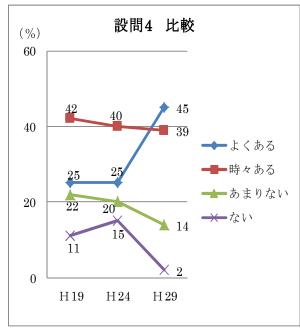


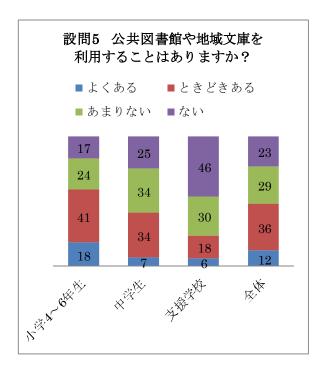


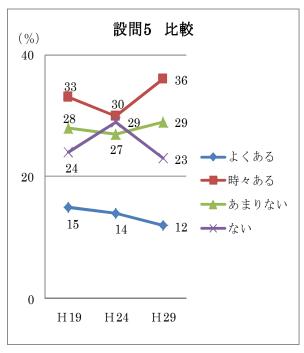


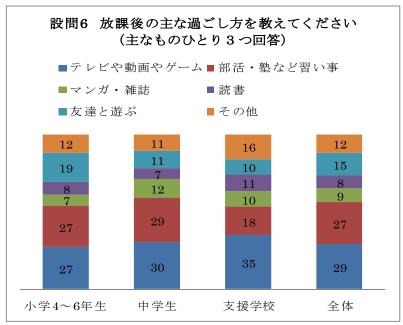


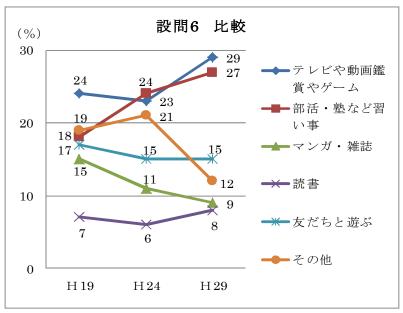


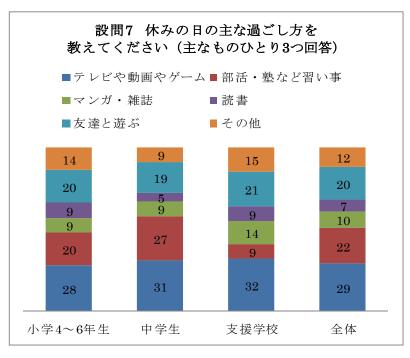


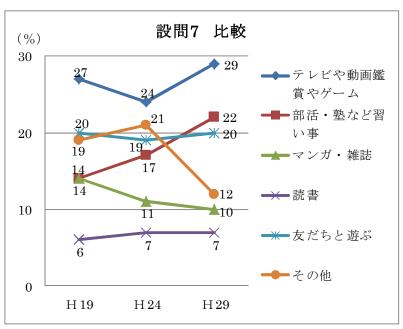


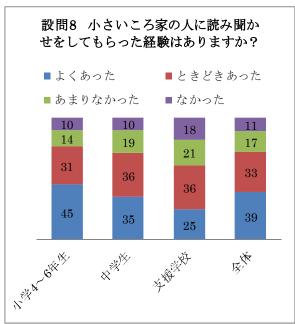


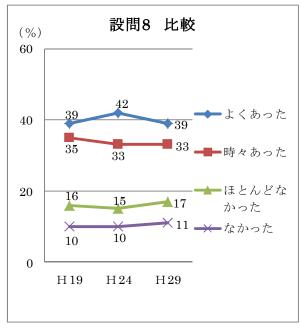


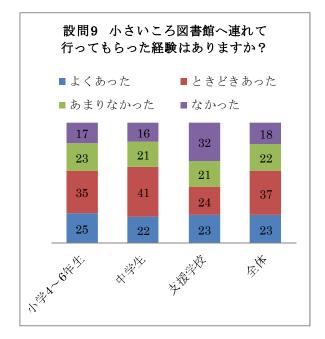


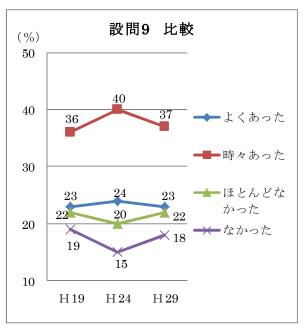


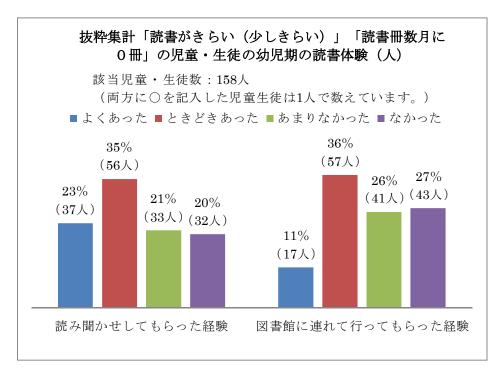


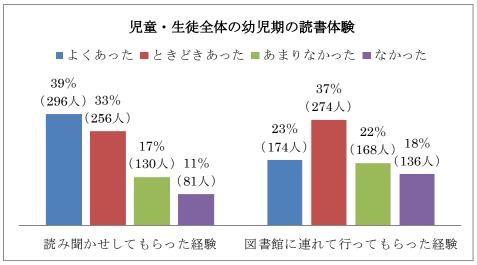












子どもの読書活動の推進に関する法律

平成 13 年 12 月 12 日法律第 154 号

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、 感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で 欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所におい て自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければ ならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関す る施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子 どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な 役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

- 第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子 どもの読書活動の推進に関する基本的な計画(以下「子ども読書活動推進基本計画」という。)を策 定しなければならない。
- 2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、 公表しなければならない。
- 3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子 どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関す る施策についての計画(以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなけ ればならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画(都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画)を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画(以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画 を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

(子ども読書の日)

- 第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に 読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。
- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

(財政上の措置等)

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。